

議案第 1 1 6 号

ひたちなか市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道事業」を「公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）」に改める。

第4条第2項中「下水道事業」を「公共下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

3 農業集落排水事業は、別表に定めるところにより実施する。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

施設の名称	位置	処理対象区域	計画人口	1日最大汚水量
西中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市大字中根地内	ひたちなか市大字中根地内の一部	350人	115.5立方メートル
東中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市大字中根地内	ひたちなか市大字中根地内の一部	740人	244.2立方メートル

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（ひたちなか市特別会計設置条例の一部改正）

2 ひたちなか市特別会計設置条例（平成6年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

（ひたちなか市基金条例の一部改正）

3 ひたちなか市基金条例(平成6年条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表西中根地区農業集落排水処理施設基金の項を削る。

ひたちなか市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新	備考															
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が経営する下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>下水道事業</u>は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定める事業計画に基づき実施する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が経営する<u>公共下水道事業及び農業集落排水事業</u>（以下「下水道事業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>公共下水道事業</u>は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定める事業計画に基づき実施する。</p> <p>3 <u>農業集落排水事業</u>は、別表に定めるところにより実施する。</p> <p>付 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>別表（第4条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 890 2038 1098"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>位置</th> <th>処理対象区域</th> <th>計画人口</th> <th>1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西中根地区農業集落排水処理施設</td> <td>ひたちなか市大字中根地内</td> <td>ひたちなか市大字中根地内の一部</td> <td>350人</td> <td>115.5立方メートル</td> </tr> <tr> <td>東中根地区農業集落排水処理施設</td> <td>ひたちなか市大字中根地内</td> <td>ひたちなか市大字中根地内の一部</td> <td>740人</td> <td>244.2立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	位置	処理対象区域	計画人口	1日最大汚水量	西中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市大字中根地内	ひたちなか市大字中根地内の一部	350人	115.5立方メートル	東中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市大字中根地内	ひたちなか市大字中根地内の一部	740人	244.2立方メートル	
施設の名称	位置	処理対象区域	計画人口	1日最大汚水量													
西中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市大字中根地内	ひたちなか市大字中根地内の一部	350人	115.5立方メートル													
東中根地区農業集落排水処理施設	ひたちなか市大字中根地内	ひたちなか市大字中根地内の一部	740人	244.2立方メートル													

ひたちなか市特別会計設置条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新	備考
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により，次の各号に掲げる特別会計を，当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) ひたちなか市農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u></p> <p><u>(12)～(15) 略</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により，次の各号に掲げる特別会計を，当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11)～(14) 略</u></p>	

ひたちなか市基金条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧			新			備考
別表（第2条，第4条，第6条関係） 積立基金			別表（第2条，第4条，第6条関係） 積立基金			
名称	目的及び積立の額	処分	名称	目的及び積立の額	処分	
略	略	略	略	略	略	
ひたちなか市福祉ふれあい基金	ひたちなか市社会福祉事業を円滑に推進するために次の金額を積み立てる。 1 市長が必要と認めた金額 2 当該基金の目的に添う寄付金の額	社会福祉事業の推進に要する経費の財源に充てるとき。	ひたちなか市福祉ふれあい基金	ひたちなか市社会福祉事業を円滑に推進するために次の金額を積み立てる。 1 市長が必要と認めた金額 2 当該基金の目的に添う寄付金の額	社会福祉事業の推進に要する経費の財源に充てるとき。	
<u>西中根地区農業集落排水処理施設基金</u>	<u>農業集落排水処理施設の維持管理を円滑に推進するため，市長が必要と認めた金額を積み立てる。</u>	<u>西中根地区農業集落排水処理施設の維持管理に必要な経費の財源に充てるとき。</u>				
ひたちなか市ごみ減量化推進基金	ひたちなか市のごみの減量化事業を円滑に推進するため，市長が必要と認めた金額を積み立てる。	ごみ減量化推進事業に要する経費の財源に充てるとき。	ひたちなか市ごみ減量化推進基金	ひたちなか市のごみの減量化事業を円滑に推進するため，市長が必要と認めた金額を積み立てる。	ごみ減量化推進事業に要する経費の財源に充てるとき。	
略	略	略	略	略	略	